

瀬戸市環境衛生審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 36 号

瀬戸市環境衛生審議会規則の一部を改正する規則

瀬戸市環境衛生審議会規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 9 号）<u>第 15 条</u>の規定に基づき、瀬戸市環境衛生審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項について定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、市の廃棄物の処理及び清掃業務に関する重要事項を調査審議する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、瀬戸市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和 47 年瀬戸市条例第 9 号）<u>第 14 条</u>の規定に基づき、瀬戸市環境衛生審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項について定めるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、市の廃棄物の処理および清掃業務に関する重要事項を調査審議する。</p>

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。